

令和3年度第5回 情報公開・個人情報保護審議会

議案第1号 電子計算機の結合について
(事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス)

御質問一覧（1回目）及び実施機関からの回答

No.	委員名	御質問	実施機関からの回答
1	内田委員	<p>説明文書2/13頁5行～6行 「さいたま市の市民の皆様から申請いただいた情報につきましては、さいたま市で管理しているスペースに保存されており」</p> <p>【質問1】 下線部の「保存」の（①保存方法、②保存期間）をご教示下さい。</p> <p>【質問2】 大規模停電が発生した際に、保存されているデータを使用する場合の使用方法をご教示下さい。</p>	<p>【質問1】について</p> <p>① 申請データの保存方法は、申請1件ごとに構成管理情報を作成し、添付ファイルや電子証明書とともに保存しております。</p> <p>② 申請データの保存期間は、手続ごとに7～1,825日の間で必要な期間を設定しております。</p> <p>【質問2】について</p> <p>サーバーが設置されているデータセンターにはバッテリー及び自家発電設備が備えられているため、停電の影響を受けません。 通信網が長期間にわたって遮断されるような大規模災害時には、市民の生命、身体及び財産を守ることを優先して市の業務を縮小するため、申請データの使用は想定しておりません。</p>
2	内田委員	<p>説明文書5/13頁6行～7行 「受験者の利便性向上のため、<u>電子申請サービスで受付</u>ができるようにしたいと考えております」</p> <p>【質問3】 下線部の「電子申請サービスで受付」に関しては「電子申請サービスでも電子申請サービス以外の（従来の）方法でも、両方共に受け付ける」との理解で間違いはないでしょうか。 また、この点は「別紙」（A3判）の「手続き名（様式名）」に挙げられる全ての申請において同様と理解して宜しいでしょうか。 （※【質問3】の下線部は事務局で追記しました。）</p>	<p>【質問3】について</p> <p>本市が推進しているオンライン化は、書面による申請を廃止するものではなく、希望者にオンラインで申請ができる環境を提供することを指しているため、原則として従来の方法との併用となります。</p> <p>職員採用試験（選考）個人別成績開示については、受験者の属性を鑑みて受験申込み自体を原則電子申請サービスによるものとしており、受験後の成績開示についても同様に原則電子申請サービスによるものと想定していますが、受験申込時に身体の障害等の理由で電子申請サービスを利用できない方については、従来の方法（郵送）による成績開示を行うものと想定しております。</p>

令和3年度第5回 情報公開・個人情報保護審議会

議案第2号 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 予防接種事業に関する事務)

御質問一覧（1回目）及び実施機関からの回答

No.	委員名	御質問	実施機関からの回答
1	内田委員	<p>説明文書4頁7行～12行 「評価の再実施につきましては、『重要な変更を加える前』に行うことが原則となります。しかしながら、この度の評価の再実施については、『事前に行うことが困難な状態にある場合には、<u>特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）</u>の適用対象となる』と、国の事務連絡において示されております」</p> <p>【質問1】 下線部の規定の適用事由を、当該規則は「災害その他やむを得ない事由」としてはいますが、さいたま市が考える「災害その他やむを得ない事由」と、その決定方法をご教示ください。</p>	<p>この度の評価の再実施は、予防接種証明書のデジタル化による社会経済活動の正常化に向けた取組と、3回目の接種券送付を早急に行うためのものですが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、その重大性や緊急性を鑑み、「災害その他やむを得ない事由」による緊急時の事後評価の適用対象となることが、国の事務連絡において示されており（資料3の3、4頁参照）本市が独自に判断・決定したものではございません。</p> <p>なお、前回の評価の再実施（令和3年11月に審議会に諮問）においても同様となります。</p>
2	星野委員	<p>参考に御教授願います。</p> <p>追加システムの中に他市町村からの照会に応じて接種記録を提供とありますが、記録提供に際しては、個人情報の範囲はどの程度（住所、氏名 etc.）になりますか。</p> <p>また、記録提供はどのような場合に生じるのでしょうか。</p>	<p>提供される情報は、資料6の30頁にあります項目のうち、4（接種券番号）～12（製品名）です。ご本人の属性情報としては氏名、生年月日、性別の3情報のみで、それ以外の住所等の情報は含まれません。</p> <p>本市の記録を提供するケースとしましては、本市市民が他市区町村へ転出し、当該市民の接種記録（本市の接種券を使用して接種した分）の確認をするために転出先自治体から照会を受けた場合となります。</p>

令和3年度第5回 情報公開・個人情報保護審議会

報告（1） 個人情報の保護に関する法律の改正による 令和4年度さいたま市個人情報保護条例の改正について

御質問一覧（1回目）及び実施機関からの回答

No	委員名	御質問	実施機関からの回答
1	馬橋 会長	報告資料右側の「改正する条例で定める事項」のうち、「③情報公開条例との整合を図るために規定する本市独自の不開示情報の例外」とありますが、現在の情報公開条例の不開示情報の規定はどのような規定になっていますか。	本市情報公開条例の不開示情報に関する規定は別紙のとおりとなります。
2	内田 委員	説明文書1頁8行～9行 「この法改正が本市で所管しております『さいたま市個人情報保護条例』に <u>大きな影響</u> を与えることとなります」 【質問1】 「報告資料（1）説明文書」を通じて、上記に係り「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴う条例改正が予定されていると理解しました。その上で、伺いたいのは「改正条例案に移行することで想定される市民におけるデメリット」です。 例えば、「説明文書」（5頁11行～13行）に「その条例についても『個人情報保護法』の趣旨の範囲を超えて、各地方公共団体が独自に規定できるわけではなく、 <u>法の趣旨が許容する範囲内</u> において制定しなければならないものとなっています」とありますが、さいたま市における前例に「法の趣旨が許容する範囲外」の規定はあったのでしょうか。あれば、そうした規定に関する審議が今後行えないということになるかと存じますため、伺いました。	今回の個人情報保護法の改正趣旨は、デジタル化の進展を背景にデータの利活用と、個人情報保護法制における定義や取扱いの不均衡・不整合を整え、両者の良好なバランスを実現することにあると国の機関である個人情報保護委員会から説明を受けております。 また、改正個人情報保護法では、地方公共団体に個人情報保護法の各種の個人情報保護規定を遵守することが求められており、個人情報の保護水準は本市の従前の制度と同等のものであると、個人情報保護委員会から見解が示されております。 なお、現行のさいたま市個人情報保護条例においては、用語の定義を個人情報保護法の条項から引用しているものが多く、「法の趣旨が許容する範囲外」の内容を規定しているものはございません。
3	内田 委員	説明文書4頁（下から）3行 「個人情報保護委員会と地方公共団体の関係」 【質問2】 「個人情報保護委員会」は「国の機関」とのことですから、今後は、全ての「情報保護」に関する判断は国が行い、地方公共団体が判断は出来なくなると理解しましたが、この理解に間違いはないのでしょうか。	個人情報保護委員会より、法解釈や事務対応についての「ガイドライン」が令和4年の春に示されることになっており、各地方公共団体ではこの「ガイドライン」に従って制度の運用を行っていきます。 「ガイドライン」では示されない事項について、実務上の疑義が生じた場合は、ご指摘のように個人情報保護委員会に判断を求めることとなります。

令和3年度第5回 情報公開・個人情報保護審議会

報告（1） 個人情報の保護に関する法律の改正による 令和4年度さいたま市個人情報保護条例の改正について

御質問一覧（1回目）及び実施機関からの回答

No	委員名	御質問	実施機関からの回答
4	内田委員	<p>説明文書6頁12行～13行 「『個人情報保護法』では、1,000人未満の事務に対して、直接的な管理規定はありません」 【質問3】 上記に関連し「説明文書」（6頁・16行～18行）には「1,000人未満の事務の個人情報を適正に管理するためには、引き続き個人情報取扱事務届出制度を維持する必要があると考えています」と記されていますが、今後、遍く「個人情報保護法」が適用出来る様にするため、各自治体では（可能な限り）地域の統合を図り「1,000人以上の事務」に移行する可能性も考えられますが、そうした可能性の有無をご教示下さい。</p>	<p>個人情報保護法の規定では、個人情報のデータベースを単位として作成する「個人情報ファイル簿」が規定されており、作成対象は個人の数が1,000人以上のもので規定されております。これは対象者が一定数以上ある個人情報のデータベースを適切に管理する必要性が高いことから、制度として規定されているものです。</p> <p>しかしながら、法において制度化されていなくとも、地方公共団体が対象者1,000人未満の個人情報のデータベースの管理を疎かにしてもよいということではないと考えられますので、国の方で個人情報保護法の規定に合わせて地域の統合を図るということは考えにくいと思われれます。</p> <p>また、本市の現行制度では対象者数の多寡にかかわらず、実施機関が各業務において個人情報を取り扱う場合には届出を必要とし、個人情報取扱事務として管理をしております。法改正後もその管理体制は継続し、対象者1,000人未満の事務においても管理する予定です。</p>
5	内田委員	<p>説明文書8頁2行～4行 『個人情報保護法』では写しの交付枚数の他、手数料として1件につき<u>300円を徴収</u>しています」 【質問4】 上記に続き、「説明文書」では、さいたま市においては、今後も手数料の徴収は行わないとの説明が記されていますが、さいたま市が手数料を徴収しない理由について「市民サービスの低下」を防ぐ以外の理由があればご教示ください。また「市民サービスの低下」の具体例も、併せてご教示ください。</p>	<p>現行の個人情報開示請求制度では、市民ができるだけ利用しやすいように、文書等のコピー代等を除き手数料を無料としております。また同様に、情報公開制度に基づく行政情報開示請求においても、市民ができるだけ利用しやすいように、文書等のコピー代等を除き手数料を無料としております。なお、埼玉県内の市町村や全国の政令市などの多くの地方公共団体でも、開示請求の手数料は無料となっております。</p> <p>このような状況から、改正個人情報保護法施行後に手数料を有料とすると、市民への負担となることからサービスの低下につながるものと考えております。</p>
6	内田委員	<p>説明文書9頁3行～4行 「このまま法律の規定を用いると、開示決定期限が現行より長期化してしまい、市民にとっては不利益となります」 【質問5】 上記の「不利益」の具体例をご教示下さい。</p>	<p>現行制度では、個人情報開示請求があった日から「15日以内」に開示等の決定を行っているところですが、個人情報保護法の規定では「30日以内」とされています。そのため、現行の制度と比べて開示決定までの期間が最長で15日間長くなることから、市民にとっては不利益となるものと考えております。</p>

令和3年度第5回 情報公開・個人情報保護審議会

報告（1） 個人情報の保護に関する法律の改正による 令和4年度さいたま市個人情報保護条例の改正について

御質問一覧（1回目）及び実施機関からの回答

No	委員名	御質問	実施機関からの回答
7	内田委員	<p>説明文書10頁7行～10行 「現行制度とは異なり審議会への諮問が法律上許容されない事項があります。諮問が許容されない例は、<u>個人情報</u>の収集の制限、<u>イ目的外利用</u>及び外部提供の制限、<u>ウ電子計算機</u>のオンライン結合の制限などになります」</p> <p>【質問6】 上記に関して、審議会への諮問が許容されない理由の解釈を、さいたま市民の利害の観点からお示ください。 本質問の理由は、一般に「個人情報保護」を目的にする法律であれば、その施行の結果は、市民への害が軽減されると捉えるのが通常の判断であると思われませんが、上記の「例」を一見した限りでは「個人情報保護法」が施行された結果、寧ろ、以前よりも市民が被害が増える印象があるためです。</p>	<p>今回の個人情報保護法の改正趣旨は、デジタル化の進展を背景にデータの利活用と、個人情報保護法制における定義や取扱いの不均衡・不整合を整え、両者の良好なバランスを実現することにあると国の機関である個人情報保護委員会から説明を受けております。</p> <p>改正個人情報保護法では地方公共団体には各種の個人情報保護規定を遵守する義務を課されており、その具体的な方法は個人情報保護委員会から「ガイドライン」として示される予定となっております。</p> <p>また、地方公共団体は個人情報保護委員会の監督下に置かれることになり、万が一、法の規定を逸脱し、不適正な個人情報の取扱いがされた時は、個人情報保護委員会から地方公共団体に対して指導や勧告がなされることとなります。</p>
8	内田委員	<p>説明文書12頁6行 「理由の1として、<u>個人情報保護水準が維持</u>されているとの見解があります」</p> <p>【質問7】 個人情報保護に係る事件は今も発生していますが、その点から考えると、俄かに維持されているとは考えられませんが「法改正に係る国の説明会」が上記の下線部の見解を示したとすれば、その判断の根拠（例えば、数値に基づく根拠）を追加してご説明頂ければ幸甚です。</p>	<p>上記No.7【質問6】でお答えしましたとおり、国の説明会では各地方公共団体が個人情報保護法に規定される各種保護規程を遵守することにより、個人情報保護水準は低下しないとの見解が示されたところですが、数値に基づく根拠等は示されていない状況となっております。</p>
9	内田委員	<p>説明文書13頁2行～3行 「次に理由の2として、法解釈については個人情報保護委員会により<u>一元管理</u>するためという見解もあります」</p> <p>【質問8】 一元管理の「利点」についてはこれ迄もご説明頂いていますが、同時に、市民（個人）における「不利益」も存在すると存じます。そこで、想定される不利益の具体例をご教示頂くと共に、その不利益を回避する方法をご教示下さい。</p>	<p>御指摘いただいた点は、地方分権における議論でもしばしば挙げられるところですが、国の法律による一元管理よりも市民に近い地方公共団体での管理の方が課題を把握しやすく、実情にあった対策がとれるものと考えられます。</p> <p>個人情報保護法による一元管理では、このような制度に関する問題点が表面化しにくいという「不利益」が考えられます。この点については、本市が問題点を察知したときには、速やかに国に対して問題解決を求めるといった対応が必要になると考えております。</p>

さいたま市情報公開条例（平成 13 年 5 月 1 日条例第 17 号）

（行政情報の開示義務）

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。

(1) [略]

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第 2 項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア [略]

イ [略]

ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員の氏名に係る部分であつて公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

(3)～(7) [略]

(改正) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

（保有個人情報の開示義務）

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 [略]

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ [略]

ロ [略]

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三～七 [略]

現在、本市情報公開条例に基づく行政情報開示請求があった場合は、公務員の氏名が不開示情報から除かれているため、開示する情報となります。また、既存の本市個人情報保護条例に基づく個人情報開示請求があった場合は、第三者の正当な権利利益を害するおそれがある情報は不開示情報とされておりますが、公務員の氏名は原則として第三者の正当な権利利益を害するおそれは無い情報であるため、開示する情報となります。

一方、改正個人情報保護法に基づく個人情報開示請求があった場合は、公務員の氏名が不開示情報からは除かれていないため、開示しない情報となります。

このまま改正個人情報保護法の規定を本市に適用しますと、既存の制度との矛盾が生じることになりますが、改正個人情報保護法では、既存の行政情報開示請求制度との整合を図るため、本市独自で個人情報開示請求における不開示情報を規定することが認められています。そのため、今後制定予定の本市個人情報保護法施行条例においても、既存の情報公開条例と同じく、公務員の氏名は原則開示する情報とするものです。

令和3年度第5回 情報公開・個人情報保護審議会

報告（2） 個人情報取扱事務に係る届出について（報告）

御質問一覧（1回目）及び実施機関からの回答

No.	委員名	御質問	事務局からの回答
1	内田 委員	資料10頁 「公平審査事務」 【質問1】 「変更届出書」に関する質問ではなく恐縮 ながら、「公平」と似た言葉に「公正」があ りますが、各言葉に対するさいたま市での定 義を（可能であれば）ご教示下さい。	当該事務は人事委員会の審査を通 じて職員の正当な権利を保護し、あ るいは適正な勤務条件を保障するた め、地方公務員法上設けられた制度 に関する事務ですが、一般的に「公 平審査制度」と言われていることか ら、「公平」の文言を用いております。 なお、「公平」「公正」の各言葉 について、本市において特段の定義 は定めておりませんが、一般的な定 義では「公平」は判断や行動が偏っ ていないことを指し、「公正」は公 平で、かつ正しいことをいい、正当 性をはっきりさせたいような場合に 用いられるものと考えられます。